

窓口負担割合の見直し(2割負担施行)について

1. 窓口負担割合の変更について

令和4年10月1日から、後期高齢者医療の窓口負担割合が見直され、窓口負担割合が1割の方のうち、一定以上の所得のある方は、窓口負担割合が2割となります。

《令和4年10月1日以降の窓口負担割合の判定要件》

所得要件等		窓口負担割合
現役並み所得者 ^{※1} に該当する方		3割(世帯全員)
上記以外の方	世帯内のすべての被保険者 ^{※2} が、課税所得 28万円未満の方	1割(世帯全員)
	上記以外の世帯の被保険者が1人の場合 「年金収入 ^{※3} +その他合計所得金額 ^{※4} 」が200万円未満の方	1割
	「年金収入+その他合計所得金額」が200万円以上の方	2割
	世帯に被保険者が2人以上の場合 「年金収入+その他合計所得金額」の合計が320万円未満の方 「年金収入+その他合計所得金額」の合計が320万円以上の方	1割(世帯全員) 2割(世帯全員)

※1「現役並み所得者」とは、課税所得145万円以上かつ収入額の合計が、383万円(単身世帯の場合)・520万円(複数世帯の場合)以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方です。

なお「課税所得」とは、前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等を差し引いた後の金額です。

※2「被保険者」とは、後期高齢者医療保険に加入している75歳以上の方と、65~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合が認定した方となります。

※3「年金収入」とは、遺族年金や障害年金以外の公的年金収入です。また、公的年金等控除を差し引く前の金額となります。

※4「その他合計所得金額」は、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額です。

2. 被保険者証の交付・発送について

令和4年度は窓口負担割合が年度途中で変更となるため、次のとおり被保険者証を交付・発送します。

1回目: 令和4年7月中旬発送(予定) 有効期限が令和4年9月30日までの被保険者証を発送

2回目: 令和4年9月中旬発送(予定) 有効期限が令和5年7月31日までの被保険者証を発送

3. 窓口2割負担の導入にかかる配慮措置の実施について

負担割合が1割から2割に変更となる方は、令和4年10月1日から3年間に限り、1か月の入院医療費を除く外来医療費の自己負担の増加額を3,000円までに抑える措置(配慮措置)が講じられます。

配慮措置の対象となる方のうち、高額療養費の振込先の登録がない方に対して、令和4年9月頃(予定)に高額療養費の支払いための申請書を郵送します。

4. コールセンターなどの参考情報

今回の制度改正等に関するご質問等は下記のコールセンターにお問合せください。

後期高齢者窓口負担割合コールセンター TEL: 0120-002-719

受付時間 午前9時から午後6時まで(日曜日・祝日は休業です)

山梨県後期高齢者医療広域連合

〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢一丁目15番35号 山梨県自治会館2階

TEL: 055-236-5671 FAX: 055-235-6373

ホームページ: <http://www.yamanashi-iryoukouiki.jp/>

後期高齢者医療制度の 保険料率改定のお知らせ

令和4年度
・
令和5年度



令和4・5年度の保険料率について

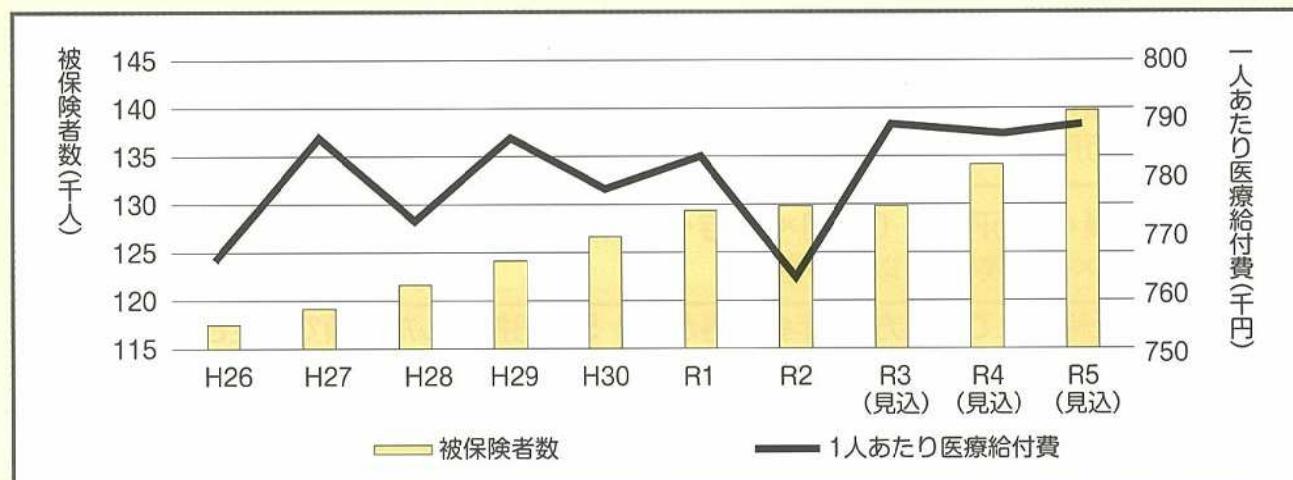
後期高齢者医療制度では、医療費の自己負担額を除く費用(医療給付費)を、国・県・市町村が約5割、現役世代(0~74歳)が約4割を負担し、残りの約1割を皆様の保険料で賄っています。一人ひとりの保険料は、保険料率に基づいて計算され、その保険料率は2年ごとに見直されます。

令和4・5年度の保険料率は、今後2年間の医療給付費等の見込みに対応できるよう次のとおり改定いたします。

令和2・3年度の保険料率	
均等割額	40,490円
所得割率	7.86%

令和4・5年度の保険料率	
均等割額	40,980円
所得割率	8.30%

※保険料の軽減措置は継続されています。(詳しくは中面をご覧ください)



当広域連合では、医療給付基金の活用により8年間(平成26年度~令和3年度)保険料率を据え置くことができましたが、被保険者数の増加と、その一人ひとりにかかる医療給付費の増加に加え、少子高齢化に伴い現役世代の負担率が年々減少してきた結果、これまでどおり保険料を据え置くことが困難となつたため、令和4・5年度の保険料率を必要最小限の範囲で増額改定いたしました。

被保険者の皆様にご負担をお掛けすることになりますが、今後も安心して医療を受けていただくのに必要な改定となりますので、何卒ご理解のほどよろしくお願いします。

●保険料の決まり方

一人あたりの
年間保険料
(10円未満切捨て)

均等割額
40,980円

所得割額
賦課のもととなる所得金額*
× 8.30%

↑
保険料賦課限度額66万円

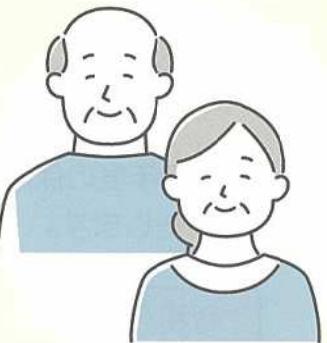
中間所得層の負担軽減と、上位所得者への応分の負担を求める観点から、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部が改正され、令和4年度分の保険料から賦課限度額が64万円から66万円に変更となりました。

↑
※「賦課のもととなる所得金額」とは
前年の総所得から基礎控除額(43
万円)を控除した額です。

保険料には 軽減措置があります

所得の低い方へ

世帯の所得に応じて、均等割額が
次のとおり軽減されます。



同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等が

均等割が軽減される世帯	減額割合
「基礎控除額43万円+10万円×(給与・年金所得者等の数-1)」以下の世帯	7割
「基礎控除額43万円+10万円×(給与・年金所得者等の数-1)+28.5万円×被保険者数」以下の世帯	5割
「基礎控除額43万円+10万円×(給与・年金所得者等の数-1)+52万円×被保険者数」以下の世帯	2割

公的年金を受給されている方は、年金所得から15万円控除した金額で判定されます。

●保険料軽減の計算例（単身世帯で年金収入210万円のみの場合）

均等割額

均等割軽減判定額：年金収入210万円-公的年金控除110万円-特別控除15万円=85万円
85万円<2割軽減基準額95万円=43万円+10万円×(年金所得者1人-1)+52万円×1人
均等割額40,980円×(10割-2割)=32,784円

所得割額

賦課のもととなる所得金額210万円-公的年金控除110万円-基礎控除43万円=57万円
57万円×所得割率8.30%=47,310円

保険料額=均等割額+所得割額

1年間の保険料額=均等割額32,784円+所得割額47,310円=80,090円(10円未満切捨て)

●職場の健康保険などの被扶養者だった方へ

職場の健康保険などの被扶養者だった方は、加入後2年を経過する月までの期間(加入した月から24カ月までの期間)に限り、保険料の均等割額*が5割軽減されます。なお、所得割額は課せられません。

*所得に応じた軽減措置と減額割合の高い方を適用します。

対象となる方

資格を取得した日の前日に、職場の健康保険などの被扶養者だった方
国民健康保険及び国民健康保険組合は対象外となります。

●令和4年度の保険料の具体例

①. 単身世帯の年間保険料(概算)

単身世帯の被保険者本人の収入が、年金収入のみとした場合

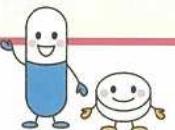
年金収入	均等割額軽減割合	令和4年度	令和3年度
80万円以下	7割	12,290円	12,140円
190万円	5割	51,200円	49,320円
210万円	2割	80,090円	77,190円
300万円	軽減なし	162,990円	156,030円

②. 2人世帯の年間保険料(概算)

夫婦2人世帯(夫婦共に後期高齢者医療制度の被保険者)で、
夫婦共に公的年金収入のみで、妻の公的年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	均等割額の 軽減割合	令和4年度		令和3年度	
		世帯主(夫)	世帯員(妻)	世帯主(夫)	世帯員(妻)
80万円以下	7割	12,290円	12,290円	12,140円	12,140円
210万円	5割	67,800円	20,490円	65,040円	20,240円
250万円	2割	113,290円	32,780円	108,630円	32,390円
300万円	軽減なし	162,990円	40,980円	156,030円	40,490円

ジェネリック医薬品を使ってみませんか？



安心

ジェネリック医薬品は、国の厳しい審査をクリアしたお薬なので安心して使用していただけます。また、使用することで家計の節約にもつながります。

未来

医療費は年々増加しており、皆様の保険料にも影響しています。少子高齢化が進む中、現在の優れた医療保険制度を維持し、次の世代に引き継ぐためにも、積極的なご協力をお願いします。

ジェネリック医薬品による治療を希望するときは…

主治医の先生または薬剤師さんに「ジェネリック医薬品を希望する」とお伝えください。

また、7月に保険証と一緒にお送りしている小冊子「後期高齢者医療制度」に付いているジェネリック医薬品希望シールを保険証やお薬手帳の余白部分に貼って活用していただくこともできます。

※新薬での治療を必要とする場合や、ジェネリック医薬品がない場合もあります。